



県章

# 滋賀県公報

平成17年(2005年)  
8月5日  
号外(3)  
金曜日

毎週月・水・金曜 3回発行

## 目次

○ 監査委員公告	
監査結果の公表公告 .....	1

## 監査委員公告

### 監査結果の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、平成17年6月8日に提出のあった住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成17年8月5日

滋賀県監査委員 終 勝 次  
同 中 森 武

### 住民監査請求に係る監査結果

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求の要旨(請求文)

- 1, 滋賀県議会議員には各議員に月15万円の政務調査費が認められており、それとは別に各会派には議員1人あたり月15万円の政務調査費が支出されている。
- 2, 政務調査費は通常1年分の政務調査費を翌年度にあたる4月に報告することになっているが、平成15年度は平成15年4月に県議会議員選挙があり4月度一ヶ月分は翌月の5月度に報告、5月度からは新たに選出された議員、及び各会派に支出された政務調査費、11ヶ月分を平成16年4月に報告されている。また途中で会派離脱、辞職等変更があった場合や、支給があっても残額があった場合には返還などが行われている。
- 3, 自民党・湖翔クラブ(琵琶湖クラブ)会派は平成12年度分から平成16年度分について(5年分)別紙表1のような支出報告があった。そのうち調査研究費区分からの調査委託費用、研修費区分、資料作成費区分、事務費区分の中に委託先、支払先、および共催として自民党滋賀県支部連合会になっている。その金額の推計が別紙表2である。
- 4, しかしこれら県費が純粋な政治活動団体である政党に調査委託先としていること、しかも調査委託としておきながら政党職員の人件費に当てていた、および事務委託との新聞報道から推測するに虚偽の記載に当たり、事実上政党への政務調査費横流しである。同じく新聞報道からすれば、研修費区分の支出報告からも「自民政治大学校」関連支出は明らかに政党活動であって県議会議員の会派活動ではない。資料作成費の該当部分についても同様である。事務費区分については必要な経費(パソコン関連経費を300万円と試算した)を差し引いた残りは事務委託費として自民党滋賀県支部連合会に支払われていたと容易に推察できる。これら事実を裏付ける証言として新聞報道によれば自民党滋賀県支部連合会幹事長三浦治雄県議は「会派活動と県連の政調活動は表裏一体」と発言していることから明らかである。  
よって同会派は虚偽の報告をし、本来委託すべきでない政党に政務調査費を支払

っていたのであり、政党職員の人件費を負担し、しかも調査委託の成果物としての調査内容は新聞報道からすると要望や陳情であるとのことから、これらは調査研究に当たらない政党活動そのものである。また政党が主催している自民政治大学校経費をほぼ全額負担し、しかもパソコンなど事務費区分にも人件費を含めるなど極めて杜撰な会計報告をしてそれら莫大な金額が自民党滋賀県支部連合会に流れていた。自民党滋賀県支部連合会は政党収支報告書虚偽記載、同会派は政務調査費虚偽記載等の犯罪ともいふべきものであり、なおかつ、地方自治法第100条第13項および第14項、同法第232条の2、滋賀県政務調査費の交付に関する条例、使途基準に違反する違法な支出である。

5, その理由は同法第232条の2に「公益上必要がある場合にのみ支出」がなされる補助金であり、政務調査費の本来の交付目的は「滋賀県議会議員および会派の調査研究に資するためのもの」であり、「議員および会派が行う県の事務および地方財政に関する調査研究、委託に要する費用に限定」され、なおかつ調査委託というのは本来、「業務委託契約を締結し当該団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることの方が効果的であるもの、すなわち特殊の技術、設備等を必要とする、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業、調査、研究といったものである場合」、「直営のコストと対比した場合より安価な経費でサービスを受けることが可能な場合」である。これらの条文、定義からすれば同会派の違法支出は明らかである。

6, 上記理由によって滋賀県は推定1億5578万円の損害を受けたので、最終権限者である知事、チェックすべき立場にあった議長および議会事務局長、違法な拡大解釈をし虚偽の記載報告をして業務委託した当該会派代表者、会派議員及びそれら金員を受領してしかも政党収支報告書に虚偽の記載をしていた自民党滋賀県支部連合会は連帯して滋賀県に同額を賠償すべきであるとの勧告を求める。

(別紙表1 省略)

(別紙表2)

同会派から自民党滋賀県支部連合会に渡ったと思われる金額

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
調査研究費	2050万円	1200万円	1079万円	1600万円	1000万円
研修費	1400万円	500万円	300万円	800万円	1200万円
資料作成費	250万円	300万円	15万円	14万円	20万円
事務費	400万円	150万円	400万円	1500万円	1400万円
合計	4100万円	2150万円	1794万円	3914万円	3620万円

推定 総合計金額 1億5578万円

注：1, 1000円以下端数を切り捨てた。

2, 事務費ではパソコン関連経費として一律300万円を差し引いた金額である。

3, 調査研究費は政党収支報告書記載金額とした。(収入の部、事務委託料と記載)平成12年度のみ事務委託料と調査研究費に分かれている。

4, 研修費では自民(党)政治大学校経費が殆どを占めていると考えられるので、およその金額にした。その他の記載は調査研究活動との区別が曖昧になっている。

2 請求者

蒲生郡日野町 浅井 秀明 外3名

3 請求のあった日

平成17年6月8日

## 第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成17年6月22日に受理を決定した。

## 第3 監査

### 1 監査執行上の除斥等

(1) 本件請求の監査において、家森茂樹監査委員は、当該支出に関し直接の利害関係を有するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の2の規定により、本件監査から除斥とした。

(2) 本件請求の監査において、朝倉克己監査委員は、当該支出に関し直接の利害関係を有するわけではないが、監査の客観性・公平性の確保の観点から、本件監査への関与を辞退したい旨の申し出があり、当該申し出を適当と認めたため、本件監査には関与していない。

(3) 本件請求の監査期間中において、近藤功前監査委員は、平成17年7月28日に任期満了により退任し、同月29日に終勝次監査委員が就任した。

### 2 請求人の証拠の提出および陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成17年7月6日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、新たな資料および意見陳述補充書が提出されるとともに、本件請求に係る補足説明がなされたが、1年の請求期限を超える支出に関し同条第2項ただし書に規定する正当な理由について、次のとおり説明があったほかは、これらの資料および陳述からは請求の内容に変更を生じるものはないと判断した。

(1) 1年の請求期限を超える行為に関し正当な理由があるというためには、住民が相当な注意力をもって調査したときに客観的に当該行為を知ることができたかどうかという点、および当該行為を知ることができたと解される日から相当な期間内に監査請求をしたかどうかという点が判断基準となっている。

(2) 前段の点については、政務調査費の支出額や県連へ委託していることは情報公開請求で判明するが、政務調査費の支出の実態は平成17年6月5日の新聞報道で初めて判明したこと、また、政務調査費の収支報告書には虚偽の記載や記載ミスがあり、それは秘密裡にされていたと解釈できることから、相当な注意力をもって調査したときに客観的に当該行為を知ることができたのは、当該新聞報道によってであり、正当な理由があるといえる。

(3) 後段の点については、当該新聞報道後、速やかに提出したので、これも正当な理由があるといえる。

### 3 監査の実施

職員措置請求書および陳述の内容より、監査対象機関を政務調査費等の所管部局である議会事務局とし、関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

### 4 関係人調査の実施

職員措置請求書および陳述の内容より、政務調査費等の交付先であり、本件請求に係る支出を実際に行った自由民主党・湖翔クラブに対し、関係人調査を実施した。

### 5 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果、次のとおり滋賀県知事に対して勧告した。

滋 監 査 第 1 8 0 号  
平成17年(2005年)8月5日

滋賀県知事 國松善次様

滋賀県監査委員 終 勝 次  
滋賀県監査委員 中 森 武

住民監査請求に係る監査結果について(勧告)

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査を執行したので、同条第4項の規定により下記のとおり勧告する。

#### 記

### 第1 監査等の実施

#### 1 監査の実施

職員措置請求書および陳述の内容より、監査対象機関を政務調査費等の所管部局である議会事務局とし、関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

#### 2 関係人調査の実施

職員措置請求書および陳述の内容より、政務調査費等の交付先であり、本件請求に係る支出を実際に行った自由民主党・湖翔クラブ(以下「湖翔クラブ」という。)に対し、関係人調査を実施した。

#### 3 監査の対象

(1) 請求人は、自由民主党・淡海クラブ、自由民主党議員団、自由民主党・琵琶湖クラブまたは湖翔クラブ(以下、これらを総称して「湖翔クラブ等」という。)に対して交付された平成12年度における滋賀県政調査研究費交付金(以下「調査研究費交付金」という。)および平成13年度から平成16年度までにおける政務調査費に係る湖翔クラブ等の支出について、政党である自由民主党滋賀県支部連合会(以下「党県連」という。)に対し委託を行い、かつ当該委託費を党県連職員の人件費に充てていること等は法第100条第13項および第14項等に反する違法な支出であるとして、当該支出によって県が被った損害を、滋賀県知事、議会議長、議会事務局長、湖翔クラブの代表者および議員ならびに党県連が連帯して賠償すべきであるとの勧告を求めている。

(2) 請求人が請求の対象としている調査研究費交付金および政務調査費(以下「政務調査費等」という。)のうち、調査研究費交付金および平成13年度から平成15年度までにおける政務調査費については、法第242条第2項に規定する1年の請求期限を徒過している。これについて請求人は、本件支出の内容の実態は平成17年6月5日の新聞報道で初めて判明したこと、また、政務調査費の収支報告書には虚偽の記載や記載ミスがあり、それは秘密裡にされていたと解釈できることから、相当な注意力をもって調査したときに客観的に当該行為を知ることができたのは、当該新聞報道によってであり、かつ、本件請求は、当該新聞報道後速やかに提出したことから、同項ただし書に規定する正当な理由がある旨主張している。

正当な理由の有無については、最高裁判決(平成14年9月12日第一小法廷判決および平成14年9月17日第三小法廷判決)によると、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当

該行為の存在または内容を知ることができなかつたかどうか、また、当該行為の存在および内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている。

このことを本件政務調査費等について調査したところ、本件政務調査費等に係る公文書については、議会事務局が公文書公開の対象となった平成11年10月1日以降いつでも公文書公開請求を行うことが可能であり、また、政務調査費に係る収支報告書については、滋賀県政務調査費の交付に関する条例（平成13年滋賀県条例第37号。以下「政務調査費条例」という。）第13条第2項の規定により、何人も閲覧が可能である。そして、当該収支報告書または調査研究費交付金に係る収支決算書には、政務調査費等による支出額、政務調査費等から党県連に対する委託費が支出されていること、および党県連との共催で自民政治大学校が行われていること等が記載されていることから、これらの点については各収支報告書等が提出された後はいつでも知ることができたといえる。

しかしながら、請求人が主張するように、当該党県連に対する委託費がほとんど党県連職員の人件費に充てられていること、事務費の項目についても党県連に対する委託費を支出していること、収支報告書等に虚偽の報告等があること等については、平成17年6月5日から7日にかけての新聞報道によらなければ、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に政務調査費等による支出の内容（違法性または不当性）を知ることができなかつたといえる。

かつ、請求人は、新聞報道により当該内容を知った時から1日ないし3日後に本件請求を提出しており、相当な期間内に監査請求をしたといえる。

したがって、平成12年度から平成15年度までの政務調査費等については、支出の日から1年を経過した後の請求ではあるものの、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があると認められるので、監査の対象とする。

- (3) 以上のことから、平成12年度から平成16年度までにおける湖翔クラブ等に対する政務調査費等を対象として、監査を実施することとした。

## 第2 監査等の結果

### 1 監査の対象に係る違法性または不当性についての請求人の主張

請求人は、職員措置請求書および陳述によると、湖翔クラブ等に対して交付された平成12年度における調査研究費交付金および平成13年度から平成16年度までにおける政務調査費に係る湖翔クラブ等の支出について、

- ① 調査研究費の項目からの支出について、純粋な政治活動団体である党県連に対し委託を行っていること、当該委託は党県連の政治団体収支報告書の記載からは調査研究の委託ではなく、事務の委託であり、かつ当該委託料は主に党県連職員の人件費に充てられていること、および当該委託の成果物である要望・陳情をまとめたものは、調査研究といえるものではなく、またその表紙が党県連名となっていることから、党県連の政治活動であるといえることから、使途基準に反する違法な支出である。
- ② 研修費の項目からの支出のうち、党県連と共催の自民政治大学校に要する経費の支出は、実際には党県連が主催しているにもかかわらず要した経費だけを支出しており、また、自民政治大学校は政党活動であり、特に選挙に関する講演については明らかに政治活動であり、使途基準に反する違法な支出である。
- ③ 資料作成費の項目からの支出のうち、自民政治大学校の資料作成に係る支出は上記②と同様、使途基準に反する違法な支出である。

④ 事務費の項目からの支出について、収支報告書ではパソコンの購入・更新等が挙げられているが、これらにかかる経費は多く見積もっても年間300万円であり、各年度の事務費の項目の支出から300万円を差し引いた金額は少なくとも事務委託費として党県連の人件費に充てられていると推察でき、当該支出は違法な支出と認められる。

⑤ 特に平成15年4月分の429万円余の調査研究委託費の支出は、同月が県議会議員選挙の月であり、調査研究の委託を行うはずがなく、人件費に費消され、かつ単年度決算も守られていないことから、違法な支出である。

との理由から、法第100条第13項および第14項ならびに第232条の2、政務調査費条例、滋賀県政務調査費の交付に関する規程(平成13年滋賀県議会告示第2号。以下「政務調査費規程」という。)に基づく使途基準等に反する違法な支出であるとして、当該支出によって県が被った損害を、滋賀県知事、議会議長、議会事務局長、湖翔クラブの代表者および議員ならびに党県連が連帯して賠償すべきであるとの勧告を求めている。

## 2 事実関係の確認

監査の対象となった本件政務調査費等について、監査対象機関である議会事務局に対する監査および関係人である湖翔クラブに対する調査を実施し、関係書類を調査するとともに職員等から事情を聴取したところ、以下のとおりであった。

なお、関係人調査に当たって、本件政務調査費等に係る会計帳簿、証拠書類等について湖翔クラブに対し提示の協力を求めたところ、個人情報が含まれていること、政治活動全般について類推されるおそれがあること等から、証拠書類等の提示は一部に止まった。特に、調査研究費、研修費および会議費について提示することは基本的に困難であるとのことであり、うち調査研究費および研修費については、その一部を整理した資料の提出を受けた。また、資料作成費、資料購入費、広報費および事務費については項目ごとに整理した資料の提出があった。これらの提出を受けた資料に基づき、事情を聴取し、必要に応じて証拠書類等の提示を求めて関係人調査を進めた。

### (1) 政務調査費等の概要について

#### ア 調査研究費交付金の概要

調査研究費交付金は、滋賀県議会における県政に関する調査研究の推進に資するため、法第232条の2の規定に基づく補助金として、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)および滋賀県政調査研究費交付金交付要綱(昭和51年10月制定。以下「交付要綱」という。)に基づき、議会の各会派に対して交付されていたものである。

調査研究費交付金は、交付金の透明性の確保および適正な運用に資するため、交付要綱が平成11年4月に改正され、収支予算書(決算書)および事業計画書(報告書)の添付ならびに帳簿および証拠書類の5年間保存が規定されるとともに、同月、滋賀県政調査研究費交付金取扱要領(以下「取扱要領」という。)が制定され、使途基準および議長の検査権限が規定された。

調査研究費交付金は、各会派に属する議員の人数に応じ、予算で定めた額の範囲内で交付するものとされており、平成12年度においては、議員1人当たり月額30万円であり、また、交付方法は四半期ごとの概算交付とされている(交付要綱第3条)。

調査研究費交付金の使途基準は取扱要領第2条に規定されており、その具体的内容は、次のとおりである。

項目	内 容	例 示
会議費	各会派における各種会議に要する経費	会場借上料、自動車借上料および通行料、茶菓代および懇談経費、燃料費、通信運搬費等
調査研究費	会派において、地方制度一般および県政に関する調査研究ならびに視察等を行うために必要な経費	自動車借上料および通行料、旅行運賃・日当・宿泊料、燃料費、委託料等
研修費	研修会・講演会の実施に必要な経費および他団体が開催する研修会等への参加に要する経費	講師等謝礼、会場借上料、茶菓代および懇談経費、自動車借上料、通行料等
資料作成費	会派で行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、消耗品費等
資料購入費	会派で行う調査研究のために必要な資料の購入に要する経費	図書、日刊・専門紙、月刊・週刊誌等の購入費等
広報費	会派で行う議会活動ならびに県政に関する政策等の広報費	広報紙等印刷代、新聞広告料、テレビ・ラジオ放送使用料、会場借上料、通信運搬費、燃料費等
事務費	その他会派で行う調査研究に必要な経費	消耗品費、備品購入費、通信運搬費、燃料費、修繕料、光熱水費、給料、各種手当、アルバイト賃金、社会保険料等
対象とならない経費 ・交際費的な経費 ・政党本来の活動に属する経費 ・会議に伴う食事以外の飲食、遊興の経費 ・レクリエーション等の経費 ・個人の選挙活動および後援会活動に伴う経費		

#### イ 政務調査費の概要

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大する中で、議会が担う役割はますます重要なものとなり、議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の法の一部改正により、地方公共団体の議会における会派または議員に対し、条例により政務調査費を交付することができることとされ、滋賀県議会においても、平成13年3月に、政務調査費条例を制定し、同年4月から施行している。

政務調査費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるもの（法第100条第13項）で、滋賀県においては、会派および議員に対し交付される。

会派に対し交付される政務調査費は、月額15万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を、四半期ごとに交付するものとされており（政務調査費条例第3条および第8条）、交付された政務調査費は使途基準に従い使用しなければならず（政務調査費条例第9条）、また、会派の代表者は年度終了後30日以内に収支報告書を提出し（政務調査費条例第10条）、残余がある場合は政務調査費を返還しなければならないとされている（政務調査費条例第12条）。

また、調査研究費交付金と同様、政務調査費条例第11条において議長の調査権限が規定され、政務調査費条例と同時に制定された政務調査費規程第7条において証拠書類等の整理保管と5年間の保存が規定されている。

政務調査費の使途基準は政務調査費規程第5条に規定されており、会派に係るその具体的内容は、次のとおりである。

項目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費ならびに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員および会派が雇用する職員の参加に要する経費 (会場費、機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費 (会場費、機材借上費、資料印刷費等)
資料作成費	会派が行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広報費	会派が行う議会活動および県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙、報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

なお、議会事務局作成の「政務調査費のしおり」(平成14年3月作成、平成15年4月改訂)によると、政務調査費の使途の対象にならない経費として、

- ・ 政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む)等、政党活動に属する経費
- ・ 選挙関係に係る経費等、選挙活動への支出
- ・ 後援会主催の報告会の開催経費等、後援会活動への支出
- ・ 慶弔餞別費や冠婚葬祭への出席、宗教活動等、私的経費への支出が挙げられている。

ウ 取扱要領第3条第2項の規定に基づく検査および政務調査費条例第11条の規定に基づく調査について

取扱要領第3条第2項の規定に基づく検査および政務調査費条例第11条の規定に基づく調査の実施について、議会事務局に確認したところ、これまで当該検査および調査を実施したことはなかったとのことであった。

(2) 本件政務調査費等の概要について

このことについて、議会事務局および湖翔クラブから以下のとおり説明があった。

ア 党県連への委託について

(イ) 本件政務調査費等からの支出における湖翔クラブ等から党県連への委託の内容、金額および支出項目は次のとおりである。

年度	支出項目	委 託 内 容	金額(円)
12	調査研究費	県政に対する政務調査および調査研究	15,000,000
	資料作成費	県政に対する政務調査および調査研究に伴う資料作成	2,500,000
	事務費	県政調査交付金に関する会計処理事務・一般事務	3,000,000
県政に対する政務調査および調査研究に伴う事務		2,000,000	

13	調査研究費	県政に関する政務調査および調査研究、一般事務	7,000,000
	資料作成費	県政に対する政務調査および調査研究に伴う資料作成	2,793,525
	事務費	政務調査費に関する会計処理事務・一般事務	3,000,000
14	調査研究費	県政に関する政務調査および調査研究、一般事務	7,464,202
	事務費	政務調査費に関する会計処理事務 県政に関する政務調査および調査研究、一般事務	5,000,000
15.4	調査研究費	県政に関する政務調査および調査研究、一般事務	4,297,170
15.5 )	事務費	政務調査費に関する会計処理事務	12,000,000
		県政に対する政務調査および調査研究、一般事務	606,961
16	事務費	政務調査費に関する会計処理事務	12,000,000
		県政に対する政務調査および調査研究、一般事務	1,195,089

したがって、本件政務調査費等の各項目における党県連への委託費の内訳は次のとおりとなる。

(単位：円)

支出項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
調査研究費	53,296,787	22,836,565	20,831,060	14,521,205	13,484,244
┆うち委託費	15,000,000	7,000,000	7,464,202	4,297,170	0
資料作成費	3,104,800	2,793,525	183,960	144,450	280,980
┆うち委託費	2,500,000	2,793,525	0	0	0
事務費	14,410,196	4,497,533	7,375,644	18,187,767	17,189,320
┆うち委託費	5,000,000	3,000,000	5,000,000	12,606,961	13,195,089
委託費合計	22,500,000	12,793,525	12,464,202	16,904,131	13,195,089

なお、平成15年度の委託費(5月以降分)12,606,961円および平成16年度の委託費13,195,089円については、事務費の項目から支出しているが、これは支出項目の区分を誤っており、正しくは調査研究費の項目から支出すべきであった旨、湖翔クラブから説明を受けた。

また、党県連の政治団体収支報告書については、平成17年7月1日付けで平成13年分、平成14年分および平成15年分につき、事務委託料の調査研究費への変更、調査研究費の追加等の訂正の報告がなされている。

(イ) 上記(ア)の委託の具体的な内容は次のとおりであるとのことであった。

調査研究に係る委託については、①県政策・県予算に係る調査研究の支援・補助、②会派の政務調査活動の支援・補助、③市町村および各種団体の予算・政策要望の聴き取りの支援・補助・会場設営等、④市町村および各種団体の予算・政策要望に係る調査の支援・補助、⑤会派の調査研究・視察研修の準備・手配等が、その内容である。②については、会派の政務調査活動として、毎週一日政務調査の日を設け、執行部の事業・政策の説明や市町村・各種団体からの依頼を受けているが、それに係る調査の支援・補助である。また、③については、毎年県の予算編成作業が始まる8月頃から2月頃までの間に、各市町村、各種団体に対して、県政等に対する要望等を取りまとめ、全市町村に対して実地に聴き取りを行い、各要望等について調査を行い、予算額や対応についてまとめるものであるが、これらの活動に係る支援・補助・会場設営等や要望等についてまとめた資料の作成がその内容である。

事務に係る委託については、前払や精算払、月次処理や証拠書類の整理保管

等、一般的な会計事務および支払事務がその内容である。

(ウ) 政治団体である党県連に調査研究および会計処理に係る事務を委託している理由、委託費が党県連職員の人件費に充てられていること、および当該委託が使途基準に照らして妥当かどうかについての考え方は、次のとおりである。

a 上記(イ)の調査研究に係る事務については、県政に関する事項、国および市町村に関する施策に精通し、かつ政策調査に関する豊富なノウハウを有し、また自由民主党系会派の目指す方向を熟知している党県連に委託することが最適であり、他にふさわしい委託先は見当たらないとの理由から委託している。

また、上記(イ)の会計処理に係る事務については、湖翔クラブ等で直接事務職員を雇うことも可能であるが、身分が安定しないことや社会保険料の問題等があるとの理由から、党県連に委託している。

b 調査研究および会計処理に係る事務の委託のいずれも、委託業務が契約どおり履行されれば、委託契約は完結するのであって、受託した側が受託業務を行う上での経費として、人件費を含めることは問題ないとする。また、調査研究および会計処理に係る事務のいずれも、人が行う内容が多いことから、人件費に充てられているのではないかと考える。

c なお、委託金額に関しては、調査研究に係る事務の委託については、概ね2人時間で年間7割くらいは委託業務に従事することになるという目安で積算しており、会計処理に係る事務については、事務職員概ね1人時間で年間5割くらいは委託業務に従事することになるという目安で積算している旨、湖翔クラブから説明を受けた。

d 調査研究および会計処理に係る事務を党県連に委託することが、使途基準に照らして妥当かどうかについては、次のとおりである。

県民から負託を受けた議員が県民の意見を聞き、県政に反映させるべき要望活動は、議員としてまた会派として重要な活動の一つであり、県民、事業者また市町村等に対して現状、課題、対応策等の広く県政に係る調査は不可欠なものであることから、調査研究費の項目に係る使途基準に照らして妥当である。なお、要望・陳情を取りまとめた「報告書」の表紙については、調査を受託した党県連が受託結果である「報告書」に受託者名を記載することは問題ない。

また、会計処理事務についても、政務調査費等に係る会計処理事務であることから、事務費の項目に係る使途基準に照らして妥当である。

#### イ 自民政治大学校について

(ア) 自民政治大学校は、研修会・勉強会としての性質を持つものであり、開催形態は、会派所属議員や自由民主党員のみならず、広く県民にも参加を求め、また講師依頼や経費面での利便性を考えて、党県連と湖翔クラブ等との共催という形を採っている。開催のテーマについても、教育、経済政策、滋賀の未来、地方分権等多岐に渡り、また時局的なテーマについて開催されている。湖翔クラブとしては、会派の研修としては非常に優れた事業を実施していると自負している。

(イ) 湖翔クラブから提出された資料によると、自民政治大学校の開催に要する経費について、湖翔クラブ等が負担した金額は、次のとおりである。

なお、当該経費には、資料作成費の項目からの支出である葉書等の印刷および事務費の項目からの支出である切手購入費が含まれている。

(単位:円)

支出項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
研修費	504,010	1,404,383	1,202,261	2,067,236	641,688
資料作成費	0	0	136,710	144,450	85,050
事務費	0	53,000	438,000	551,880	0
負担額合計	504,010	1,457,383	1,776,971	2,763,566	726,738

また、選挙をテーマとした回が含まれている平成15年度開催の自民政治大学の各回別の支出内訳は、次のとおりである。

回数	開催 月日	テーマ	負担額(円)			
			研修費	資料作成費	事務費	負担額計
15	6/22	地方分権改革について	185,088	0	0	185,088
16	7/19	わが国の防衛と国際安定保障 について	264,064	0	0	264,064
17	8/24	教育基本法の改正について	167,328	0	0	167,328
18	9/27	年金の現状と今後について	297,113	0	47,400	344,513
19	10/25	衆議院総選挙を目前にして	201,352	0	90,000	291,352
20	11/22	第43回衆議院総選挙を振り返 って	251,212	0	50,000	301,212
21	12/20	平成16年度の政治展望につい て	206,976	0	0	206,976
22	1/31	自主憲法制定にむけて	256,603	0	64,480	321,083
23	3/6	自衛隊って何?	154,202	0	0	154,202
24	3/27	激動の時代をどう生きるか	83,298	144,450	300,000	527,748

自民政治大学の開催に要する経費に関する湖翔クラブ等と党県連との負担割合については、特に一定の割合等が定められているわけではなく、開催ごとに様々であるが、平成12年度から平成16年度までの合計は、概ね53%が湖翔クラブ等の負担となっている。

- (ウ) 自民政治大学の共催に要する経費の支出が使途基準に照らして妥当かどうか、また、特に平成15年度における選挙をテーマとした回に係る経費の支出が使途基準に照らして妥当かどうかについての考え方は、次のとおりである。

研修費の項目に係る使途基準としては、会派が行う研修のみならず他団体が開催する研修会に要する経費が認められており、自民政治大学については、共催の形態をとった、研修会・勉強会の性質のものである。その内容は上記(7)のとおりであり、研修費の項目に係る使途基準に合致する。

また、選挙をテーマとした回に係る支出については、自民政治大学そのものが研修会であり、テーマが10月25日「衆議院総選挙を目前にして」、11月22日「第43回衆議院総選挙を振り返って」であるが、国政の状況および地方に及ぼす影響等、時局講演を含む研修の一環であり、その内容は選挙の決起集会や反省会ではなかったことから、研修費の項目に係る使途基準に反するものではない。

したがって、自民政治大学に要した経費の支出のうち、研修費以外の項目である資料作成費および事務費の項目からの支出についても、研修費と同様、使途基準に照らし妥当である。

#### ウ 事務費の項目からの支出について

(7) 事務費の項目からの支出について、収支報告書ではパソコンの購入・更新等が挙げられているが、これらにかかる経費は多く見積もっても年間300万円であり、各年度の事務費の項目の支出から300万円を差し引いた金額は少なくとも事務委託費として党県連の人件費に充てられていることについての考え方は、次のとおりである。

事務費の項目には、ア(7)およびイ(イ)で述べているとおり、党県連に対する委託費および自民政治大学校の開催に要する経費も含まれており、これらの経費を除いた事務費の項目に係る支出額は、次のとおりである。

(単位：円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
事務費	9,410,196	1,444,533	1,937,644	5,028,926	3,994,231

(イ) 事務費の項目から委託費を支出していることおよび当該委託費を党県連職員の人件費に充てていることについては、上記ア(7)および(イ) d に記載のとおり、支出項目の区分を誤っているものがあるものの、使途基準に照らして問題はない。

(イ) なお、パソコンについては、ノート型パソコンを、当初、平成12年度に29台購入し、湖翔クラブ等の所属議員全員に貸与したが、県議選を経て、機器も古くなったことから、平成15年度以降、4年間に1回更新を行うとの湖翔クラブ等の方針に基づき、平成15年度に9台、平成16年度に10台購入し、いずれも所属議員に貸与している。現在、湖翔クラブの会派控室で7台を使用し、それ以外は自分の事務所や自宅で使用している。また、平成13年度にデスクトップ型パソコンを1台購入している。

#### エ 平成15年4月分の調査研究委託費の支出について

議会事務局によると、政務調査費の会計年度についても、会計年度独立が原則であり、新聞報道どおり平成14年度分の事業に係る経費を平成15年度分に支出していれば違法である。しかしながら、議会事務局での調査の限りでは、会計帳簿上、年度をまたがる支出は認められなかった。

また、平成15年4月分の調査研究委託費の金額が多い理由については、湖翔クラブによると、当該調査研究委託は、通常の年であれば議員が情報を収集した上で作成している国予算の滋賀県内における箇所付け資料について、平成15年度は県議会議員選挙があったことから、当該箇所付け資料の作成、関係機関等への発送等の業務をすべて委託して実施したものであり、また、毎年委託している県政に関する政務調査および調査研究、一般事務をもあわせて委託したもので、その成果は県議選改選後の自由民主党所属議員の多数が所属する会派に引き継ぐものとして委託したものであるとのことであった。

#### (3) 会計帳簿、証拠書類等の確認について

提出を受けた資料および提示を受けた証拠書類等を確認する中で、次の事実が認められた。

##### ア 平成12年度における調査研究費交付金

資料作成費の項目による支出の内訳に、印刷費として、政党活動(政治活動)と認められる資料の印刷経費604,800円が含まれていた。

##### イ 平成13年度における政務調査費

研修費の項目による支出において、宗教活動経費10,000円が含まれていた。

ウ 平成16年度における政務調査費

(7) 調査研究費および研修費の項目による支出において、平成15年度において実施した事業である県外調査に係る経費1,684,091円が含まれていた。

(イ) 研修費の項目による支出において、宗教活動経費30,000円が含まれていた。

(ウ) 資料購入費の項目による支出において、書籍購入費として、平成17年度分に係る前払い経費161,280円が含まれていた。

(エ) 事務費の項目による支出において、交際費として、慶弔餞別費2件52,500円が含まれていた。

第3 監査委員の判断

1 上記第2の1①の、調査研究費の項目における党県連に対する委託は使途基準に反するとの主張について

請求人は、調査研究費の項目からの支出について、純粋な政治活動団体である党県連に対し委託を行っていること、当該委託は党県連の政治団体収支報告書の記載からは調査研究の委託ではなく、事務の委託であり、かつ当該委託料は主に党県連職員の人件費に充てられていること、および当該委託の成果物である要望・陳情をまとめたものは、調査研究といえるものではなく、またその表紙が党県連名となっていることから、党県連の政治活動であるといえることから、使途基準に反する違法な支出であると主張していると解されることから、このことについて判断する。

調査研究費交付金の調査研究費の項目に係る使途基準は、取扱要領第2条において「会派において、地方制度一般および県政に関する調査研究ならびに視察等を行うために必要な経費」と規定されており、その例示として「委託料」も掲げられている。

また、政務調査費の調査研究費の項目に係る使途基準は、政務調査費規程第5条において「会派が行う県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）」と規定されている。

これらのことから、調査研究の委託に要する経費は使途基準において認められているところであり、また、特定の委託先について委託を制限する規定もないことから、単に党県連に対して委託を行っていることのみをもって使途基準に反するとはいえない。

次に、調査研究費の項目における党県連に対する委託の内容は、上記第2の2(2)ア(7)のとおり党県連の政治団体収支報告書も訂正されていることから、単なる事務の委託ではなく、上記第2の2(2)ア(1)のとおり調査研究の委託であると認められる。その具体的な内容は、県の事務執行に対し、県下の市町村、各種団体の要望等を取りまとめ、県行政に反映させるとするもの等であり、行政等に精通し、また国の各関係機関等に通じている党県連を委託先として最適と認め委託したものであり、使途基準に照らし明らかに反するという証拠もないことから、当該委託は使途基準に照らして違法または不当であるとはいえない。

当該委託費が人件費に充てられているとの請求人の主張については、当然受託事務に従事する職員に係る人件費は委託費の中で賄われるものであり、当該事務従事職員の人件費を超える人件費を意図的に支出する等の事実がない限り、当該委託費が違法または不当であるとはいえない。この点については、湖翔クラブの説明によると、上記第2の2(2)ア(ウ)のとおり、事務従事職員の人件費を超えているとも認められないことから、使途基準に照らして違法または不当であるとはいえない。

なお、当該委託の成果物である要望・陳情をまとめたものの表紙が党県連名となっ

ていることについては、表紙にどのような名が入っていたとしても、委託の成果物として提出されればそれは成果物であると認められる。

以上のことから、調査研究費の項目における党県連に対する委託について、使途基準に反する違法な支出であるとの請求人の主張は、認められない。

2 上記第2の1②および③の、自民政治大学校に要する経費の支出は使途基準に反するとの主張について

請求人は、研修費および資料作成費の項目からの支出のうち、党県連と共催の自民政治大学校に要する経費の支出は、実際には党県連が主催しているにもかかわらず要した経費だけを支出しており、また、自民政治大学校は政党活動であり、特に選挙に関する講演については明らかに政治活動であり、使途基準に反する違法な支出であると主張していると解されることから、このことについて判断する。

研修会を単独で開催するか複数の主体で共催するかは開催者の判断であり、研修費の項目に係る使途基準に研修会等の共催について明示の規定がないからといって研修会等を共催で行うことが使途基準に反するものではない。本件についてもその内容が政務調査費等の使途基準に照らして妥当かどうかについて判断すべきである。

まず、自民政治大学校については、党県連と共催し、会派所属議員の参加を促し、一般県民にも参加を求めて開催しているとのことであり、確かに党県連のホームページに党の行事として自民政治大学校が掲載されており、それには湖翔クラブ等との共催であることは記載されていないが、湖翔クラブの会派広報誌において自民政治大学校の案内を掲載していることから、そのことのみをもって共催を否定することはできない。

次に、自民政治大学校の内容が政務調査費等の使途基準に照らして妥当かどうかについてであるが、各回のテーマについては国の動向、県の施策、時局講演等であり、政治活動等であるとの証拠もないことから、使途基準に照らし違法または不当な使途であると判断するには至らなかった。

しかしながら、平成15年10月25日開催の「衆議院総選挙を目前にして」および同年11月22日開催の「第43回衆議院総選挙を振り返って」の2回の自民政治大学校については、議会事務局および湖翔クラブの説明は、国政の状況および地方に及ぼす影響等、時局講演を含む研修の一環であり、その内容は選挙の決起集会や反省会ではなかったことから、研修費の項目に係る使途基準に反するものではないというものであったが、講演の内容等、それを証するものの提出もなく、テーマや開催時期等から判断すれば、政治活動・選挙活動に極めて近いと認められることから、政務調査費の使途基準に照らして少なくとも不当な支出と判断せざるを得ない。

これらの判断は研修費の項目のみではなく、資料作成費および事務費の項目における自民政治大学校に係る経費の支出についても同様である。

したがって、平成15年10月25日開催の「衆議院総選挙を目前にして」および同年11月22日開催の「第43回衆議院総選挙を振り返って」の2回の自民政治大学校の開催に要した経費、592,564円（内訳：研修費452,564円、事務費140,000円）が使途基準に照らして不当な支出であると認められる。

3 上記第2の1④の、各年度の事務費の項目の支出から300万円を差し引いた金額の支出は違法な支出であるとの主張について

請求人は、事務費の項目からの支出について、収支報告書ではパソコンの購入・更新等が挙げられているが、これらにかかる経費は多く見積もっても年間300万円であり、各年度の事務費の項目の支出から300万円を差し引いた金額は少なくとも事務委

託費として党県連の人件費に充てられていると推察でき、当該支出は違法な支出と認められると主張していると解されることから、このことについて判断する。

上記第2の2(2)ウ(ア)で確認したとおり、事務費の項目に含まれる党県連に対する委託費としては、事務に係る委託費ならびに平成15年度および平成16年度において誤って事務費の項目により支出した調査研究に係る委託費がある。

そのうち、党県連に対する調査研究に係る委託費については、上記1のとおり、使途基準に照らして違法または不当なものではない。

また、党県連に対する事務に係る委託費については、事務費の項目に係る使途基準においては、費目として委託費は挙げられていない。しかしながら、費目が挙げられていないからといって使途基準に反するというものではなく、委託の具体的内容が政務調査費等の使途基準に照らして妥当かどうかについて判断すべきであるところ、当該委託の具体的内容は、上記第2の2(2)ア(イ)のとおり、政務調査費等に係る一般的な会計事務および支払事務であり、政務調査費等の事務費の項目に係る使途基準に明らかに反するとまではいえない。

次に、当該事務に係る委託費が人件費に充てられているとの請求人の主張については、上記1で行った判断と同様、委託事務従事職員の人件費を超える人件費を意図的に支出する等の事実がない限り、当該委託費が違法または不当であるとはいえないが、上記第2の2(2)ア(ウ)のとおり、事務従事職員の人件費を超えているとも認められないことから、使途基準に照らして違法または不当であるとはいえない。

したがって、請求人の、各年度の事務費の項目の支出から300万円を差し引いた金額の支出は違法な支出であるとの主張は認められない。

#### 4 上記第2の1⑤の、平成15年4月分の429万円余の調査研究委託費の支出は、違法な支出であるとの主張について

請求人は、特に平成15年4月分の429万円余の調査研究委託費の支出は、同月が県議会議員選挙の月であり、調査研究の委託を行うはずがなく、人件費に費消され、かつ単年度決算も守られていないことから、違法な支出であると主張していると解されることから、このことについて判断する。

確かに平成14年度および平成16年度の委託経費から判断すると当該年度の調査研究委託はその額が多額に上っている。

しかし、平成15年度は県議会議員選挙があり、例年であれば議員が情報を収集した上で作成している国予算の滋賀県内における箇所付け資料の作成、関係機関への発送等の事務をすべて委託して実施したものである旨の説明があり、当該委託に係る成果物の提示もあった。当該支出を違法または不当な支出と認めるに足る証拠もなく、多額であるということをもって直ちに違法または不当な支出があったとはいえない。

また、調査した限りにおいては、年度をまたがる支出も認められなかった。

したがって、請求人の、平成15年4月分の429万円余の調査研究委託費の支出は違法な支出であるとの主張は、認められない。

#### 5 その他の支出について

上記第2の2(3)のとおり的事実が認められたが、これらについての判断は次のとおりである。

##### (1) 平成12年度における調査研究費交付金

資料作成費の項目による資料の印刷経費604,800円については、当該資料の性質が、党派活動とは認められず、政党活動と認められることから、使途基準に規定する対象とならない経費のうち、政党本来の活動に属する経費に該当すると認められ

る。したがって、当該印刷経費は使途基準に反する違法または不当な支出であると認められる。

(2) 平成13年度における政務調査費

研修費の項目による宗教活動経費10,000円については、政務調査費のしおりにおいて対象外とされている私的経費への支出に該当することから、使途基準に反する違法または不当な支出であると認められる。

(3) 平成16年度における政務調査費

ア 調査研究費および研修費の項目による平成15年度事業経費1,684,091円については、年度区分を誤ったものであるが、議会事務局の説明においても会計年度独立が原則であり、年度を超えて支出することは違法であると述べていることから、経理処理の原則に基づかない違法または不当な支出であると認められる。

イ 研修費の項目による宗教活動経費30,000円については、上記(2)と同様、使途基準に反する違法または不当な支出であると認められる。

ウ 資料購入費の項目による平成17年度分の書籍に係る前払金161,280円については、一般的には経費の前払いを認めないものではないが、政務調査費という交付金の性格を考慮すれば、政務調査費に余裕があるから前払いするという経費の取扱いは、会計年度独立の原則に照らしても不相当であることから、当該支出は違法または不当な支出であると認められる。

エ 事務費の項目による慶弔餞別費2件52,500円についても、上記(2)および(3)イと同様、使途基準に反する違法または不当な支出であると認められる。

6 まとめ

今回の監査は、政務調査費等という費目の中で、会派議員の政治活動に密接に関わるものであることから、監査委員に対してもすべての会計帳簿、証拠書類等を提示できないとのことであったので、十分その内容を把握したものではなかった。

しかしながら、少なくとも、上記のとおり、2の自民政治大学校の開催に係る2件の支出592,564円、5(1)の資料作成に係る支出604,800円、5の(2)ならびに(3)のイおよびエの私的経費への支出92,500円、5(3)アの調査研究費および研修費に係る支出1,684,091円、ならびに5(3)ウの書籍購入に係る支出161,280円、合計3,135,235円は違法または不当な支出であると認められた。

なお、監査の結果は前述のとおりであるが、監査を通じて会派の備品であるパソコンの廃棄基準等が明確でなかったことから、管理基準等を作成し、適正な管理に努められるよう望むものである。

さらに、政務調査費等による各支出内容については、その使途等について確認のできる範囲内で監査を行い、上記1から5までに記載のとおり判断したが、その不透明感は拭い去れないところ、いやしくも県民の税金を原資とする政務調査費の使途について、その支出が適正になされたことの立証責任は、会派が負っているということを認識し、政務調査費制度について一層の改革を進め、厳正かつ適正な運用を望むものである。

第4 勧告

議会事務局に対する監査、湖翔クラブに対する関係人調査から判断すると、湖翔クラブ等に対して交付された調査研究費交付金および政務調査費により、湖翔クラブ等が行った支出のうち、少なくとも3,135,235円が、使途基準等に合致しないなどの違

法または不当な支出と認められた。

したがって、湖翔クラブ等に対して交付された平成12年度の調査研究費交付金および平成13年度から平成16年度までの政務調査費について違法または不当な支出分の返還を求めないことは違法または不当である。

については、滋賀県知事に対し、法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

- 1 湖翔クラブ等に対して交付された平成12年度の調査研究費交付金のうち、604,800円の返還を求めるなど必要な措置を講ずること。
- 2 湖翔クラブ等に対して交付された平成13年度から平成16年度までの政務調査費のうち、2,530,435円の返還を求めるなど必要な措置を講ずること。
- 3 措置期限 平成17年10月5日

なお、法第242条第9項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、同日までに監査委員あて通知されたい。

#### 第5 意見

昨今の危機的ともいえる財政状況に鑑み、県においては聖域を設けず歳出の削減を行うこととしているが、このような中であって、今回、県の意思決定機関である議会の会派に対して交付された政務調査費等について、住民監査請求に基づいて監査した結果、使途基準等に合致しない支出が認められたことは、極めて遺憾なことであり、県民の信頼を大きく失墜させるものである。

今回の監査において、政務調査費等の支出については、議長に調査等の権限があるにもかかわらず、これまで、その前身である調査研究費交付金のときから調査等をまったく実施していないことも判明した。

時代は刻一刻と変化しており、それに併せて県民の視点も厳しく変化していく中で、政務調査費は、より透明性を高め、県民に対し明解な説明責任を果たすべく、不断の改革を行われるとともに、厳正かつ適正な運用に努められたい。

